MARUICHI

証券コード：8228

第76期　定時株主総会
招集ご通知

開催日時
2026年6月23日（火曜日）午前10時

開催場所
長野県長野市七瀬１番地１
シャトレーゼホテル長野　３階「白鳳」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場のご案内図」
をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。）

議　　案
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する
株式報酬制度の導入の件

本年の株主総会の運営について

昨年に続き、本年株主総会では当日の様子をライブ配信いたします。詳細は３頁のご案内をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日本株主総会にご出席の株主様へ、お土産（当社オリジナル商品）をご用意しております。

マルイチ産商

株 主 各 位

証券コード 8228
発信日：2026年6月８日
電子提供措置開始日：2026年6月２日

長野県長野市市場３番地４８
株式会社 マルイチ産商
代表取締役社長
社長執行役員 柏木 康全

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
http://www.maruichi.com/ir/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【名古屋証券取引所ウェブサイト】
https://www.nse.or.jp
（上記の名証ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「上場銘柄情報」「上場会社検索」の順に選択して、「銘柄名」に「マルイチ産商」又は「コード」に「8228」を入力・検索し、「基本情報」「適時開示情報」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、４頁から５頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	**2026年6月23日（火曜日）午前10時**	
2 場　　所	**長野県長野市七瀬１番地１** **シャトレーゼホテル長野　３階「白鳳」** (会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。)	
3 目的事項	**報告事項**	1. 第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件 第3号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 第4号議案　監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入の件
4 招集にあたっての決定事項	(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (4)代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。	

以　上

■ 株主総会に関するご留意事項

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 書面交付請求をされていない株主様には、本招集ご通知および株主総会参考書類をお送りいたします。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 ①連結計算書類の連結注記表
 ②計算書類の個別注記表
 なお、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、前頁記載のウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび名証ウェブサイト（名証上場会社情報サービス）において修正した旨、修正前の事項および修正後の事項をお知らせいたします。
- 本株主総会におきましては、株主様より本株主総会の目的事項等に関する事前のご質問をお受けいたします。また、事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答させていただく予定です。なお、頂戴したご質問全てにご回答することをお約束するものではありません。ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、予めご了承ください。
- ご来場にあたり、サポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。
 ご連絡先：株式会社マルイチ産商　総務部　電話 026-285-4101（水曜・日曜を除く8:30~17:30）

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal（エンゲージメント ポータル）」のご案内

本株主総会では、専用サイト（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）により株主の皆様からのご質問を事前に承るほか、オンラインで総会の模様をライブ視聴いただくことができます。本サイトご利用にあたっての操作方法やご注意事項等につきまして、以下のとおりご案内申しあげます。

Engagement Portal でできること

事前質問　ライブ視聴　オンデマンド配信

視聴中にできること

拍手　メッセージ　視聴アンケート

各メニューのご利用可能期間

事前質問	本紙がお手元に届いたとき ～ 2026年6月16日（火）午後5時30分まで
ライブ視聴	2026年6月23日（火）午前10時00分 ～ 総会終了まで（当日ライブ視聴画面は、午前9時30分頃よりアクセス可能となります）
オンデマンド配信	総会終了後、配信準備が整い次第オンデマンド配信を実施します（2026年8月3日（月）午後11時59分まで）

推奨環境

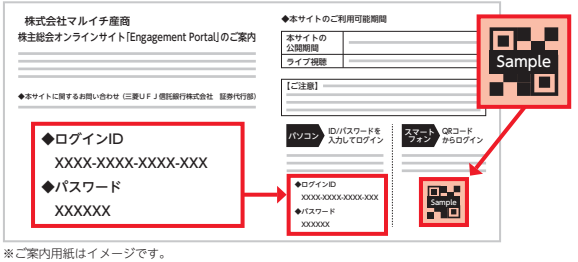
本サイトの推奨環境は以下のとおりです。なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

- **Windows 環境**
 Windows 最新、Google Chrome 最新、Microsoft Edge（Chromium）最新
- **Macintosh 環境**
 MacOS 最新、Safari 最新、Google Chrome 最新
- **iPhone 環境**
 iOS 最新、Safari 最新
- **iPad 環境**
 iPadOS 最新、Safari 最新
- **Android（Mobile／Tablet）環境**
 Android 最新、Google Chrome 最新

（注）上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合があります。

Engagement Portal のログイン方法

本招集ご通知とあわせてお送りするご案内用紙をご参照の上、ログインください。



※ご案内用紙はイメージです。

ご留意事項

・インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
・天変地異や感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信の可否、状況等につきましては、随時当社HP（**https://www.maruichi.com/ir/**）等によりご案内させていただきます。

スマートフォン、タブレットからのアクセス方法

左記の**ご案内用紙**のQRコード（※）を読み取ってください。
ログインID・パスワードの入力は不要です。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

パソコンからのアクセス方法

https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

ログイン画面に左記の**ご案内用紙**にあるログインIDとパスワードを入力し、利用規約をご確認の上、「ログイン」ボタンをクリックください。



※システムメンテナンスのため、毎日午前２時30分から午前４時30分までおよび日曜日・月曜日の午前０時から午前５時までにつきましては、本サイトをご利用いただくことができませんので、ご了承ください。

ログインや本サイトのご利用に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
「Engagement Portal」サポート専用ダイヤル
TEL 0120-676-808
（通話料無料／土日祝日等を除く平日午前９時～午後５時、ただし株主総会当日は午前９時～株主総会終了まで）

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年６月23日（火曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年６月22日（月曜日）
午後５時30分到着分まで

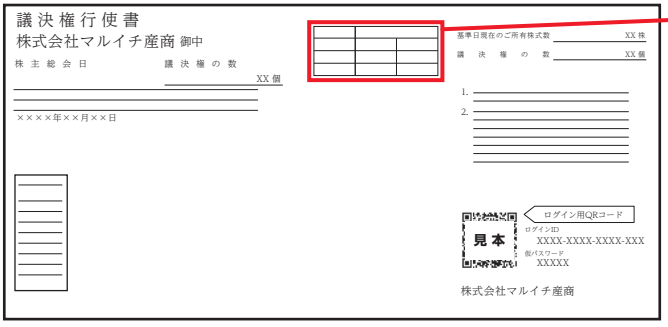
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年６月22日（月曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・４号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２・３号議案

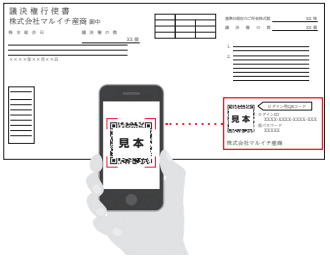
- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

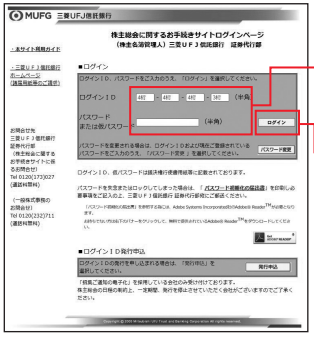


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題と認識し、利益配分については安定した配当を行い、また、企業体質強化のための内部留保を確保することを基本方針としております。

この方針に基づき、2026年3月期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 **13円** 配当総額 **258,208,444円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月24日

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（男性6名）

候補者番号	氏　名	当社における地位および担当	
1	柏木（かしわぎ）　康全（やすまさ）	代表取締役社長社長執行役員	再任
2	山田（やまだ）　真史（まさし）	取締役専務執行役員 営業部門統括	再任
3	仁科（にしな）　圭右（けいすけ）	取締役常務執行役員社長補佐 兼　コーポレート部門統括 兼　チーフ・コンプライアンス・オフィサー	再任
4	梶間（かじま）　勇一郎（ゆういちろう）	執行役員 コーポレート戦略本部長 兼　人事部長	新任
5	西尾（にしお）　一範（かずのり）		新任　社外
6	折居（おりい）　拓磨（たくま）		新任　社外

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者

候補者番号 1

柏　木　康　全（かしわぎ　やすまさ）

再任



生年月日
1962年9月18日

所有する当社の株式数
6,700株

略歴、当社における地位および担当

1987年４月	三菱商事株式会社入社
2011年４月	同社農水産本部水産ユニットマネージャー
2011年６月	当社社外取締役（2017年３月退任）
2013年４月	三菱商事株式会社農水産本部水産部長
2014年４月	同社生活原料本部水産部長
2016年４月	同社生鮮品本部水産部長
2017年４月	同社執行役員生鮮品本部長
2021年４月	同社執行役員農水産本部長
2022年３月	同社執行役員農水産本部長退任
2022年４月	当社顧問
2022年６月	**当社代表取締役社長社長執行役員（現任）**

重要な兼職の状況
全国魚卸売市場連合会副会長
大信畜産工業株式会社取締役会長
株式会社長野地方卸売市場取締役

取締役候補者とした理由
柏木康全氏は、代表取締役社長社長執行役員として当社グループのビジョン実現に向けた戦略推進を牽引しております。優れた先見性と決断力を備え、これまでの職歴を通じて得た事業運営および組織運営への幅広い知見を活かし、グループ経営において強いリーダーシップを発揮しております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材であり、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2

山　田　真　史（やまだ　まさし）

再任



生年月日
1962年10月16日

所有する当社の株式数
9,600株

略歴、当社における地位および担当

1985年４月	当社入社
2011年１月	当社デイリー商品本部長
2012年６月	当社執行役員デイリー商品本部長
2018年６月	当社常務執行役員デイリー商品本部長
2019年１月	当社常務執行役員営業部門統括補佐 ロジスティクス担当兼デイリー商品本部長
2019年６月	当社取締役執行役員営業部門統括補佐 ロジスティクス担当兼デイリー商品本部長
2022年３月	当社取締役執行役員食品事業部長
2022年６月	当社取締役執行役員戦略推進 （事業構造改革）担当兼食品事業部長
2023年２月	当社取締役執行役員信州事業推進担当 兼食品事業部長
2023年６月	当社取締役常務執行役員信州事業推進担当 兼食品事業部長
2024年１月	当社取締役常務執行役員信州事業推進担当 兼水産営業事業部長
2024年３月	当社取締役常務執行役員信州事業推進担当 兼水産営業事業部長 兼事業構造改革特命担当
2025年４月	当社取締役常務執行役員信州事業推進担当 兼ロジスティクス担当兼水産事業部長 兼事業構造改革特命担当
2025年６月	当社取締役常務執行役員信州事業推進担当 兼ロジスティクス担当兼水産事業部長 兼事業構造改革特命担当 兼信州事業推進本部長
2026年２月	**当社取締役専務執行役員営業部門統括 （現任）**

重要な兼職の状況
なし

取締役候補者とした理由
山田真史氏は、取締役専務執行役員営業部門統括として、営業戦略をはじめとする様々な当社の重要戦略の推進に尽力しております。複数部門における要職経験を通じて培った高い組織運営力に加え、食品流通に関する高い専門性を有しております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材であり、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 3

仁 科 圭 右（にしな　けいすけ）

再任



生年月日
1963年8月8日

所有する当社の株式数
49,200株

略歴、当社における地位および担当

1986年 4 月	株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行
1996年 7 月	当社入社
1998年 6 月	当社取締役営業統括本部業務推進部長
2003年 2 月	当社取締役食品事業部長
2008年10月	当社取締役執行役員経理財務部長
2011年 1 月	当社取締役執行役員経営企画部長
2012年 2 月	当社取締役執行役員 水産事業部事業構造改革推進担当 兼水産商品本部企画管理部長
2016年 2 月	当社取締役執行役員 企画・管理部門統括補佐事業構造改革担当
2017年 2 月	当社取締役執行役員 企画・管理部門統括補佐事業構造改革担当 兼情報システム部長
2018年 6 月	当社取締役常勤監査等委員
2022年 6 月	当社取締役常務執行役員 企画・管理部門管掌 兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
2022年10月	当社取締役常務執行役員社長補佐 兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼コーポレート管理本部長
2024年 1 月	当社取締役常務執行役員社長補佐 兼コーポレート戦略本部長
2025年 4 月	当社取締役常務執行役員社長補佐 兼コーポレート本部長
2025年 6 月	当社取締役常務執行役員社長補佐 兼コーポレート本部長 兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼業務構造改革特命担当
2026年 2 月	**当社取締役常務執行役員社長補佐 兼コーポレート部門統括 兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー （現任）**

重要な兼職の状況
株式会社ナガレイ取締役会長

株式会社長野地方卸売市場監査役

取締役候補者とした理由
仁科圭右氏は、取締役常務執行役員社長補佐兼コーポレート部門統括兼チーフ・コンプライアンス・オフィサーとして当社経営課題の解決に尽力しております。営業・企画・管理部門における要職経験に加え、監査等委員を歴任する中で培った豊富な経験と知見を生かし、グループ経営の推進を支えております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材であり、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 4

梶 間　勇 一 郎（かじま　ゆういちろう）

新任



生年月日
1971年2月19日

所有する当社の株式数
2,300株

略歴、当社における地位および担当

1994年 4 月	当社入社
2020年 6 月	当社執行役員経営企画部広報・IR室長
2021年 4 月	当社執行役員広報・IR部長
2022年 4 月	当社執行役員総務部長
2025年 2 月	当社執行役員グループ再編特命担当 兼総務部長兼人事部長
2026年 2 月	**当社執行役員コーポレート戦略本部長 兼人事部長（現任）**

重要な兼職の状況
なし

取締役候補者とした理由
梶間勇一郎氏は、執行役員コーポレート戦略本部長兼人事部長として、当社グループの人事戦略やIT戦略など、当社の重要な経営戦略の推進に尽力しております。企画・管理部門の部長職を歴任し、特に広報・IRやサステナビリティに関する豊富な経験と知見を有しております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材として、新たに選任をお願いするものです。

候補者番号 5

西　尾　一　範（にしお　かずのり）

新任 社外



生年月日
1961年7月13日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位および担当

1984年４月	三菱商事株式会社入社
2010年７月	株式会社シジシージャパン出向
2011年５月	同社常務取締役
2013年５月	三菱商事株式会社生活産業グループ CEOオフィス室長代行
2014年４月	同社リテイル本部長
2016年４月	同社執行役員リテイル本部長
2021年４月	株式会社シジシージャパン専務取締役
2024年４月	同社専務取締役退任

重要な兼職の状況
なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
西尾一範氏は、三菱商事株式会社及び株式会社シジシージャパンでの豊富な業務経験を背景に、業界動向やグループ経営全般に高い見識を有しております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材として、事業戦略推進や経営全般にわたる適切な助言や提言をいただけることを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 6

折　居　拓　磨（おりい　たくま）

新任 社外



生年月日
1987年3月9日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位および担当

2012年４月	三菱商事株式会社入社
	同社生活産業グループ穀物ユニット
2013年４月	同社生活産業グループ穀物部
2015年５月	Sesaco Corporationグローバル研修生
2016年４月	三菱商事株式会社生活産業グループ 食品原料部兼Olam事業部
2016年６月	株式会社MCアグリアライアンス 出向
2023年４月	同社出向兼食品産業グループ農産酪農部
2024年３月	三菱商事株式会社 コーポレートスタッフ部門 サステナビリティ部兼IR・SR部
2024年８月	**コーポレートスタッフ部門 サステナビリティ部（現任）**

重要な兼職の状況
なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
折居拓磨氏は、三菱商事株式会社での豊富な業務経験を背景に、食糧分野およびサステナビリティに関して豊富な知見を有しております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材として、当社グループの戦略推進に対して戦略の妥当性や持続可能性に関する監督、助言等をいただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、本議案により選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
3. 西尾一範氏および折居拓磨氏は社外取締役候補者であります。
4. 折居拓磨氏は現在三菱商事株式会社コーポレートスタッフ部門サステナビリティ部所属であり、同社は当社の特定関係事業者(主要な取引先)に該当いたします。
5. 西尾一範氏および折居拓磨氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第3号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

（男性2名、女性2名）

候補者番号	氏　名	当社における地位および担当	
1	清野昌彦（きよの まさひこ）	取締役監査等委員（常勤）	再任
2	小川直樹（おがわ なおき）	取締役監査等委員（非常勤）	再任　社外　独立
3	中嶌実香（なかしま みか）	取締役監査等委員（非常勤）	再任　社外　独立
4	高橋佐智子（たかはし さちこ）		新任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

清　野　昌　彦（きよの　まさひこ）

再任



生年月日
1965年2月3日

所有する当社の株式数
4,300株

略歴、当社における地位および担当

1987年 4 月	株式会社日本リースオート入社
1992年 6 月	当社入社
2015年 2 月	当社経営企画部長
2017年 6 月	当社執行役員企画・管理部門統括代行 兼経営企画部長
2018年 6 月	当社執行役員企画・管理部門統括代行 兼総務人事部長
2020年 1 月	当社執行役員企画・管理部門統括代行 兼人事部長
2020年 6 月	当社取締役執行役員企画・管理部門統括 兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼人事部長
2021年 6 月	当社取締役常務執行役員 企画・管理部門統括 兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼人事部長
2022年 2 月	当社取締役常務執行役員 企画・管理部門統括 戦略推進（事業構造改革）担当 兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
2022年 4 月	当社取締役常務執行役員 戦略推進（事業構造改革）担当 兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
2022年 6 月	**当社取締役** **【常勤監査等委員】（現任）**

重要な兼職の状況
なし

監査等委員である取締役候補者とした理由
清野昌彦氏は、コーポレート部門の要職を歴任し、企業ガバナンスおよび当社業務全般に関する豊富な知識と経験を有しております。これらの知識や経験を当社の監査・監督体制に発揮していただけることを期待し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2

小　川　直　樹（おがわ　なおき）

再任　社外　独立



生年月日
1956年12月22日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位および担当

1984年10月	サンワ東京丸の内事務所 （現有限責任監査法人トーマツ）入所
1988年 8 月	公認会計士登録
1994年 7 月	税理士登録
1994年11月	小川直樹会計事務所開設
2011年 6 月	当社社外監査役
2016年 6 月	**当社社外取締役** **【監査等委員】（現任）**

重要な兼職の状況
小川直樹公認会計士事務所所長
税理士法人あおぞらしなの代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
小川直樹氏は、公認会計士および税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き当該知見を活かして特に財務・会計の観点について専門的な観点から監督・監査いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。また、同氏の再任が承認された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 3

中　嶌　実　香（なかしま　みか）

再任　社外　独立



生年月日
1964年12月6日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位および担当

1996年 4 月　弁護士登録
　　戸崎法律事務所入所
1999年 4 月　中嶌法律事務所入所
2024年 6 月　当社社外取締役
**　　【監査等委員】（現任）**

重要な兼職の状況
株式会社共和コーポレーション社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
中嶌実香氏は、長野県弁護士会副会長を歴任するなど、弁護士として幅広い知識・経験を有しております。引き続き当該知見を活かして特に法務・リスクの観点について専門的な観点から監督・監査いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。また、同氏の再任が承認された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 4

高　橋　佐　智　子（たかはし　さちこ）

新任　社外　独立



生年月日
1968年4月4日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位および担当

1995年10月　東方会計事務所（現朝日税理士法人）入所
2010年 1 月　公認会計士登録（現任）

重要な兼職の状況
なし

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
高橋佐智子氏は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しております。当該知見を活かして特に財務・会計の観点について専門的な観点から監督・監査いただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。また、同氏の選任が承認された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小川直樹氏、中嶌実香氏および高橋佐智子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 小川直樹氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。なお、当社は2016年6月21日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、社外監査役としての在任期間を含めると、15年となります。
4. 中嶌実香氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
5. 当社は、小川直樹氏および中嶌実香氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。また、高橋佐智子氏の選任が承認された場合、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、本議案により選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 当社は、小川直樹氏および中嶌実香氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、高橋佐智子氏につきましても、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入の件

１．提案の理由およびこれを相当とする理由

本議案は、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の対象取締役の報酬と、対象取締役が独立した立場から監査活動を適切に遂行し、その職務を通じて当社の企業価値向上を支える役割を担うことから、株主の皆様と同じ目線に立ち、中長期的な価値共有を進めることを目的としており、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、本議案については、監査等委員である取締役全員から、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。また、本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象として導入済の株式報酬制度と一体で運用することとします。

本議案は、2016年６月21日開催の第66期定時株主総会においてご承認をいただきました監査等委員である取締役の報酬総額（年額70百万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を対象取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

第３号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象になる監査等委員は１名となります。

また、本制度は、2016年６月21日開催の第66期定時株主総会及び2021年６月22日開催の第71期定時株主総会においてご承認いただいた内容に基づき2016年より導入しております当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対する株式報酬制度と一体で運用することとします。

２．本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の対象取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程（対象取締役の報酬等に関する部分については、監査等委員である取締役（社外取締役を含みます。）の協議によって定めます。）に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

（２）本制度の対象者

当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除きます。）

（３）信託金額

当社は、2027年３月末日で終了する事業年度の１事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、役員株式給付規程の定めに従い対象期間にかかる各事業年度

に対応する所定の期間の対象取締役の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行います。
当社は、当初対象期間に関して本制度に基づく対象取締役への当社株式の給付を行うための株式取得資金として、18百万円を上限として本信託に拠出いたします。
また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に関して本制度に基づく対象取締役への当社株式の給付を行うための株式取得資金として、対象期間ごとに54百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。
ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。
（4）本信託による当社株式の取得方法および取得株式数
本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引受ける方法によりこれを実施します。なお、下記（5）のとおり、対象取締役に付与されるポイント数の上限は１事業年度あたり11,500ポイントであるため、本信託が対象取締役に給付するために取得する当社株式数の上限は、当初対象期間について11,500株、その後の各対象期間について34,500株となります。
（5）対象取締役に給付される当社株式の数の上限
対象取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、定性評価等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。
対象取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、11,500ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。
なお、対象取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います）。また、対象取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（11,500株）の発行済株式総数（2026年３月31日現在。自己株式控除後）19,862,188株に対する割合は約0.06％です。
下記（6）の当社株式の給付に当たり基準となる対象取締役のポイント数は、退任時までに当該対象取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数（１を超えないものとします。）を乗じた数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。
（6）対象取締役に対する当社株式の給付
当社の対象取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として、上記（5）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。
なお、ポイントの付与を受けた対象取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

以上

【ご参考】本総会終結後の各役員のスキルマトリックス

本総会において第２号議案および第3号議案が原案通り承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏　名	社外取締役	独立役員	主な専門性・経験等					
			企業経営	財務・会計	営業・マーチャンダイジング	法務・リスク・コンプライアンス	ＥＳＧ	人事・人材開発
取締役（監査等委員である取締役を除く。）（男性６名）								
柏　木　康　全			○		○			○
山　田　真　史			○		○			
仁　科　圭　右			○	○				○
梶 間 勇 一 郎							○	○
西　尾　一　範	○		○		○			○
折　居　拓　磨	○				○		○	
監査等委員である取締役（男性２名、女性２名）								
清　野　昌　彦						○		○
小　川　直　樹	○	○		○		○		
中　嶌　実　香	○	○				○		○
高 橋 佐 智 子	○	○		○				

（注）上記 一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

事業報告（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や継続的な賃金上昇を背景に所得環境の持ち直しがみられ、緩やかな回復基調で推移しました。一方、地政学リスクの高まりや世界経済の不確実性などを背景に、先行き不透明な状況が継続しております。食品流通業界においては、原材料やエネルギー価格の高騰による商品の値上げや相場高に加え、物流費や光熱費等のコスト上昇が継続しており、引き続き厳しい経営環境が続いております。

こうした環境のもと、当社グループは2030年度をゴールとする中長期的な経営ビジョンに「地域のスペシャルパートナー」を掲げ、当社グループの独自機能の提供とステークホルダーとの協業を通じて、日本全国の地域における食品流通の問題・課題を共に解決し、共に成長することを目指しております。

当期は「中期経営計画2025」の最終年度として、「信州」「顧客」「産地」の３領域別方針のもと、「エンゲージメント経営」「業務構造改革」「サステナブル経営」を重点施策に据え、各種取り組みを進めてまいりました。

＜領域別方針＞

信州	2026年４月の子会社㈱丸水長野県水との経営統合に向け、スリム化・効率化・機能強化を進め、課題解決型ビジネスモデルへの転換を図る
顧客	消費地加工機能の拡充による首都圏エリアへの販売拡大・機能強化を推進する
産地	漁協をはじめとする各ステークホルダーとの協業を通じた垂直統合型の養殖魚事業を実現するビジネスモデルへの転換を、2024年11月のダイニチグループ子会社化を機に加速させる

＜重点施策＞

エンゲージメント経営の実践	・組織風土改革に向けた経営と社員との対話機会の充実 ・人材育成に向けた階層別・職能別（管理職・女性社員など）の教育・研修の実施
業務構造改革の実行	・新基幹システム「M-BASE」の運用定着 ・RPA（Robotic Process Automation）や生成AIを活用した生産性向上を推進
サステナブル経営の推進	・事業価値向上に向けた普遍的な取り組みと、食育活動など社会・環境価値向上に向けた当社グループ独自の取り組みの両輪を推進

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は、2024年11月に子会社化したダイニチグループを連結範囲に加えた効果と、販売戦略の着実な実施により、2,970億86百万円（前期比10.4％増）となりました。利益面につきましては、のれん償却費と基幹システムの減価償却費が増加しておりますが、「中期経営計画2025」で掲げた重点施策の実行による定量効果と、前連結会計年度（前事業年度）に新基幹システム稼働後の一過性で発生した経費増が解消されたこともあり、営業利益は25億93百万円（同149.4％増）、経常利益は受取配当金の増加等により29億56百万円（同69.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産の減損損失等を計上したことから17億28百万円（同142.1％増）となりました。

当期末の配当につきましては、１株当たり12円の普通配当に記念配当1円を加えた13円（前期は普通配当11円）を予定しております。これにより、年間配当金は中間配当11円と合わせ24円（前期は中間配当11円と合わせ普通配当22円）を見込んでおります。

（注）2026年3月期の中間連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2025年3月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

売上高
2,970億86百万円
前期比 10.4％増

経常利益
29億56百万円
前期比 69.9％増

営業利益
25億93百万円
前期比 149.4％増

親会社株主に帰属する当期純利益
17億28百万円
前期比 142.1％増

当連結会計年度のセグメント別の概況
※各セグメントの売上高については、セグメント間の内部売上高を除いて記載しております。
※2025年４月１日に長野県内における経営基盤の強化を図るため、当社の連結子会社である㈱丸水長野県水の畜産事業を吸収分割し、当社及び連結子会社である大信畜産工業㈱へ承継を行いました。
これに伴い、従来「丸水長野県水グループ」に含まれておりました㈱丸水長野県水から吸収分割し、当社および大信畜産工業㈱へ承継した畜産事業の報告セグメントを「畜産事業」に変更しております。
なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメント区分で記載しております。

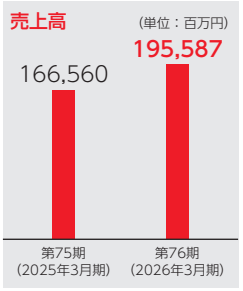
水産事業

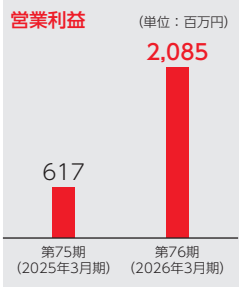
売上高
1,955億87百万円
（前期比17.4%増）

営業利益
20億85百万円
（前期比237.6%増）

水産部門では、国内天然魚の水揚量減少や水産物全般の相場高が継続する環境の中、冷凍原料を用いた商品の開発や、養殖魚事業をはじめとする川上領域への戦略投資により商品調達体制の整備を推進しております。デイリー部門では、エリア卸とのアライアンス推進や調達・配荷物流機能の強化、得意先との協働による商品開発などの戦略推進により販売を拡大しております。フードサービス部門では、当社グループの機能を活かした惣菜商品の開発やアウトパック商材、キット商材の販売拡大に取り組んでおります。

売上高につきましては、ダイニチグループを連結範囲に加えたことや、信州域外を主軸とした新規商圏の創出などにより、1,955億87百万円（前期比17.4%増）となりました。利益面につきましては、ダイニチグループのPMIが進捗し、生産から加工、販売に至る養殖事業が利益貢献したことに加えて、新基幹システムの稼働による業務効率化が実現し、営業利益は20億85百万円（同237.6%増）となりました。





一般食品事業

売上高

285億31百万円

（前期比1.4%増）

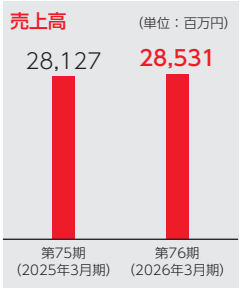
営業損失

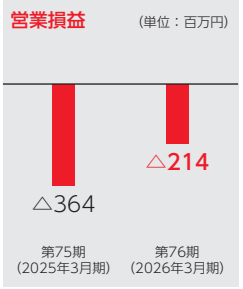
2億14百万円

（前期は３億64百万円の営業損失）

物価高の影響により、消費者の最寄品に対する節約志向が強まり、店頭での低価格競争が激化する中、信州域内（長野・山梨エリア）における卸売機能の強化による収益力向上に取り組んでいます。併せて、信州の特色を生かした商品をメーカーと共同開発するなど、自社開発商品の開発力強化と販売拡大を進めております。

売上高につきましては、価格改定に伴う販売単価の上昇もあり、285億31百万円（前期比1.4%増）となりました。利益面につきましては、収益管理の強化や配送合理化による収益力向上に努めたことから、営業損失は２億14百万円（前期は３億64百万円の営業損失）と回復基調になりました。





畜産事業

売上高

457億98百万円

（前期比0.9%増）

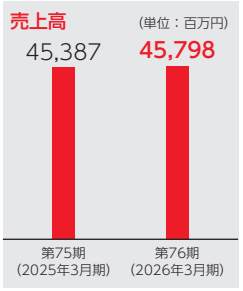
営業損失

81百万円

（前期は１億１百万円の営業損失）

飼料価格の高騰などに伴う国産畜肉品の高値傾向が続くとともに、円安の影響により輸入畜肉品の相場が高止まりする状況の中、製造・流通加工機能の強化に向けた食肉加工分野への重点投資を進めております。

売上高につきましては、国内鶏肉相場および豚枝肉相場が高値推移した影響で販売が低調となったものの、首都圏エリアでの販売拡大等により、457億98百万円（前期比0.9％増）となりました。利益面につきましては、畜肉品全般の仕入価格高騰に対し、販売価格への転嫁の遅れによる売上総利益の低下傾向が見られたものの、販管費の低減に努め、営業損失は81百万円（前期は１億1百万円の営業損失）となりました。





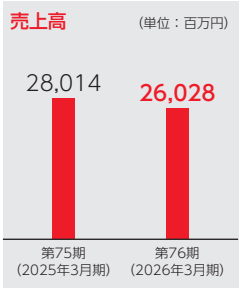
丸水長野県水グループ

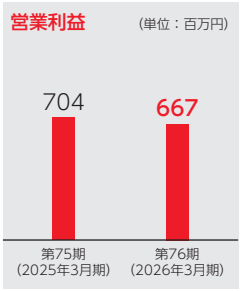
売上高
260億28百万円
（前期比7.1％減）

営業利益
6億67百万円
（前期比5.2％減）

グループ内の経営資源の集約による信州事業の再強化とグループ最適化の実現を目指し、当社と㈱丸水長野県水の統合作業を進め、当初計画通り2026年４月１日に合併いたしました。

業績につきましては、経営統合に向けて当社と重複する取引の集約を進めた結果、売上高は260億28百万円（前期比7.1％減）、営業利益は、６億67百万円（同5.2％減）となりました。





その他
（物流・冷蔵倉庫事業、OA機器・通信機器販売および保険代理店事業）

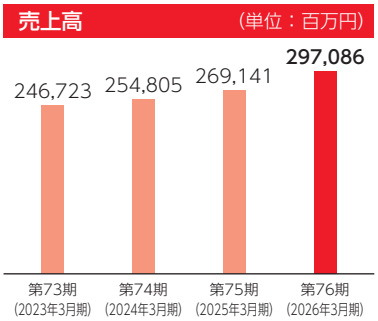
子会社マルイチ・ロジスティクス・サービス㈱は、当社グループの物流業務・冷蔵倉庫事業の品質向上とローコスト体制の構築をグループ内の各事業と連携しながら推進しております。

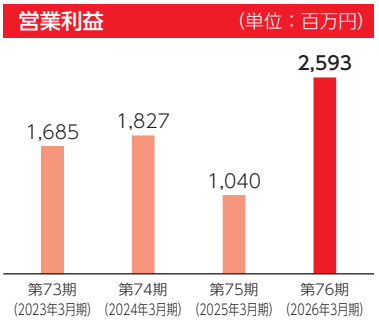
業績につきましては、売上高は11億40百万円（前期比8.5％増）、営業利益は１億37百万円（同25.4％減）となりました。

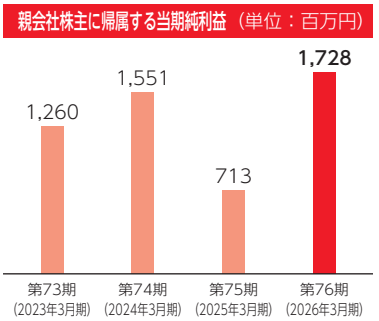
② 設備投資および資金調達の状況

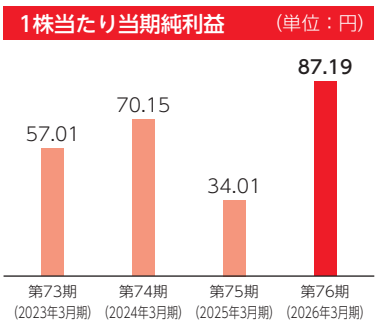
当連結会計年度の設備投資総額は、事業拡大に伴う設備投資、システム投資および計画的、継続的な営繕を実施した結果、９億５百万円となりました。これらの資金は、自己資金を充当しております。

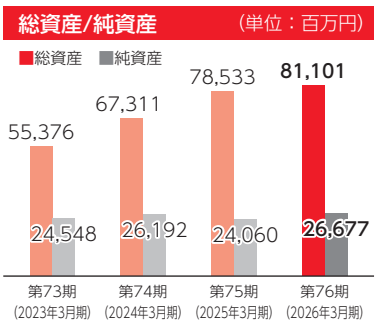
(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

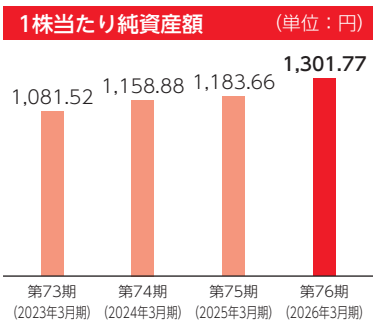












区分		第73期 (2023年3月期)	第74期 (2024年3月期)	第75期 (2025年3月期)	第76期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	246,723	254,805	269,141	297,086
営業利益	(百万円)	1,685	1,827	1,040	2,593
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,260	1,551	713	1,728
1株当たり当期純利益	(円)	57.01	70.15	34.01	87.19
総資産	(百万円)	55,376	67,311	78,533	81,101
純資産	(百万円)	24,548	26,192	24,060	26,677
1株当たり純資産額	(円)	1,081.52	1,158.88	1,183.66	1,301.77

(注) 2026年３月期の中間連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2025年３月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
㈱ダイニチ	100	100.00	水産飼料・水産物卸売業、水産養殖事業
㈱丸水長野県水	98	100.00	食品卸売業
マルイチ・ロジスティクス・サービス㈱	98	100.00	輸配送物流事業および冷蔵倉庫業
大信畜産工業㈱	95	(99.95)	食肉加工および販売
信田缶詰㈱	80	90.00	水産缶詰・びん詰、その他水産加工品製造および販売
㈱ナガレイ	55	100.00	業務用食品卸売業
ファーストデリカ㈱	40	100.00	水産物・惣菜加工および販売
㈱山政北海屋	30	100.00	水産物卸売業
㈱丸一北海屋	25	100.00	水産物卸売業
㈱三共物商	13	65.00	水産飼料・水産物卸売業、水産養殖事業
㈱獅子丸水産	10	51.00	水産養殖業
㈱エム・フーズ	10	(99.95)	食肉加工および販売
㈲木原水産	10	(58.50)	水産養殖業

(注) 1. ㈱丸水長野県水につきましては、2026年４月１日付で当社を存続会社とした吸収合併により解散いたしました。
2. ㈱エム・フーズにつきましては、2026年４月１日付で大信畜産工業㈱を存続会社とした吸収合併により解散いたしました。
3. 上記13社のほか、連結子会社が10社あります。

(4) 対処すべき課題

次期におけるわが国経済は、雇用環境の改善や賃上げの動きが見られるものの、地政学リスクや主要国の政治・金融政策の動向を背景に、為替や資源価格の変動による物価高が継続するなど、先行きについては不透明な状況が続くものと見込まれます。食品流通業界においては、原材料や原油価格の高騰による相次ぐ商品価格の値上げや各種コストのさらなる上昇に加え、消費者の節約志向が強まることが予想され、引き続き厳しい経営環境が継続するものと想定されます。

このような環境の中、当社グループは、2026年４月１日付で子会社の株式会社丸水長野県水と経営統合し、「新生マルイチ産商」として新たな体制をスタートいたしました。併せて同日、新たな企業としての価値創造の方向性を明確にするため、経営理念を刷新いたしました。

■ 新経営理念

「互助創豊（ごじょそうほう）」

衆知の結集で価値ある食の流通機能の創造に挑戦し、社会に食の豊かさと感動を届ける。

「闊達共成（かったつきょうせい）」

一人ひとりの成長と幸せを大切にし、社員と会社が共に発展する組織であり続ける

当社グループは、2030年をゴールとする中長期的な経営ビジョン「地域のスペシャルパートナー」を掲げております。ビジョンの達成に向け、中期経営計画期間を従来の３カ年から５カ年とし、2026年度を初年度、2030年度を目標年度とする「中期経営計画2030」を策定いたしました。当社グループの独自機能の提供とステークホルダーとの協業を通じて、日本全国の地域における食品流通の問題・課題を共に解決し、共に成長することで、地域のスペシャルパートナーになることを目指してまいります。

前中期経営計画で設定した３つの事業領域（「信州」「顧客」「産地」）を「信州」と「全国」に再編し、「日本の中のマルイチ」を目指すにあたって顧客と調達を融合させ、販売と調達が完全連携した全国戦略へ深化させてまいります。

■ 事業領域別ビジョン

「信州」食のステークホルダーを誰一人取り残さない存在

「全国」生産者の持続性と消費者の豊かさを新たな仕組みでつなぐ存在

定量目標としてグループ連結営業利益50億円を掲げ、その達成に向け、「流通システムの高度化」「グループシナジーの最適化」「未来の収益源構築」「サステナブル経営の進化」「組織の遂行力向上」の5つを新たな重点戦略として位置づけ、取り組んでまいります。

■ 重点戦略

① 「流通システムの高度化」

・商品を川上（生産者・製造者）から川下（ユーザー）に届ける一連のプロセスにおける調達、加工、物流などの各機能について、従来より当社が持つアナログの強みに新たにデジタル技術を組み合わせ、構造的な改善および効率化を図ります。

・これにより、流通の仕組み全体の付加価値向上に取り組みます。

② 「グループシナジーの最適化」
・連結経営方針をさらに進歩させ、単体と関係会社間の事業連携に加え、単体の事業部間、関係会社間においても意識的に連携を進めます。
・当社グループ全体としての機能発揮と経営資源の有効活用を図ります。

③ 「未来の収益源構築」
・当社グループが保有するインフラおよび事業知見を活用し、収益機会の創出を図るとともに、将来を見据えた投資を推進いたします。

④ 「サステナブル経営の進化」
・当社グループが将来にわたり安定的な事業運営を継続するため、当社グループ独自の取り組みと普遍的な取り組みの両面から、企業価値（継続価値）の向上を図ります。
・特に信州を意識した活動に注力し、中長期的な視点で経済合理性の確保に取り組みます。

⑤ 「組織の遂行力向上」
・当社グループの組織を構成する「人財」一人ひとりの専門性や能力の向上を図ります。
・それぞれの実力を最大限発揮させる体制の構築と組織風土の醸成を通じて、組織全体としての遂行力向上に努めます。

以上の戦略を通じて、当社グループの企業価値をさらに高め、持続的な成長を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

① 当社の企業集団は、食料品の卸売を主たる事業とし、卸売商品は、水産物および水産加工品、日配品および冷凍食品、加工食品および菓子、畜産物および畜産加工品を取り扱っております。

取扱商品は次のとおりであります。

品目	主要商品
水産物、水産加工品、日配品および冷凍食品	生鮮魚介、冷凍魚介、塩蔵・塩干魚介、切身製品、練製品、日配品、冷凍食品、他
加工食品および菓子	ビン缶詰類、嗜好食料品、同飲料、調味料、香辛料、油脂、乳製品、菓子類、米穀類、その他加工品
畜産物および畜産加工品	畜産物、食肉加工品、他

② 上記の他に養殖事業、物流事業、冷蔵倉庫事業、ＯＡ機器・通信機器の販売および保険代理店事業を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社：長野県長野市市場3番地48

当社は長野県内を中心に次のとおり事業所を設置しております。

区分	名称
水産事業部	水産商品本部、企画管理部(東京都江東区)、 デイリー商品本部(埼玉県久喜市)、 フードサービス商品部(長野県長野市)、 長野支社、佐久クロスドックセンター、 松本支社、上伊那クロスドックセンター(長野県伊那市)、飯田クロスドックセンター、 甲府支社(山梨県中巨摩郡)、 東京支社(東京都江東区)、 北関東支社(群馬県伊勢崎市)、 名古屋支社(愛知県西春日井郡)
養殖事業部	養殖事業部(東京都江東区)
食品事業部	企画管理部、食品商品部(長野県長野市)、 梓川共配センター(長野県安曇野市)、 長野支店、 松本支店、 甲府食品営業所(山梨県中巨摩郡)、山梨食品センター(山梨県南アルプス市)
畜産事業部	畜産商品部(長野県長野市)、 長野広域販売部、北陸営業所(富山県富山市)、 松本広域販売部、飯田畜産営業所、 首都圏広域販売部(埼玉県久喜市)

(注) 1. 2025年4月1日付で、飯田水産営業所を「飯田クロスドックセンター」へ名称変更いたしました。
2. 2025年4月1日付で、水産商品事業部と水産営業事業部を統合し、水産事業部に改編しました。
3. 2025年4月1日付で、畜産戦略推進部を「畜産商品部」へ名称変更いたしました。
4. 2026年4月1日付で、水産事業部の企画管理機能および甲信・中京エリア内の間接業務機能を集約したため、「甲信・中京業務統括部」を新設し、水産事業部の企画管理部を廃止いたしました。
5. 2026年4月1日付で、「デリカ冷食事業部」の新設に合わせて、フードサービス商品部を廃止いたしました。

② 子会社

区分	名称	
食品卸売業	㈱丸水長野県水	(長野県長野市)
水産飼料・水産物卸売業、水産養殖業	㈱三共物商	(福岡県福岡市)
	㈱ダイニチ	(愛媛県宇和島市)
水産缶詰・びん詰、その他水産加工品製造および販売	信田缶詰㈱	(千葉県銚子市)
水産物卸売業	㈱山政北海屋	(愛知県西春日井郡)
	㈱丸一北海屋	(東京都江東区)
水産養殖業	㈱獅子丸水産	(鹿児島県出水郡)
	㈲木原水産	(大分県佐伯市)
水産物・惣菜加工および販売	ファーストデリカ㈱	(長野県長野市)
業務用食品卸売業	㈱ナガレイ	(長野県長野市)
食肉加工および販売	大信畜産工業㈱	(長野県中野市)
	㈱エム・フーズ	(長野県長野市)
物流および冷蔵倉庫業	マルイチ・ロジスティクス・サービス㈱	(長野県長野市)

(注) 1. ㈱丸水長野県水につきましては、2026年４月１日付で当社を存続会社とした吸収合併により解散いたしました。
2. ㈱エム・フーズにつきましては、2026年４月１日付で大信畜産工業㈱を存続会社とした吸収合併により解散いたしました。

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
水産事業	609 (318) 名	14名増 (7名増)
一般食品事業	82 (79) 名	8名減 (5名減)
畜産事業	122 (343) 名	10名増 (143名増)
丸水長野県水グループ	94 (66) 名	44名減 (176名減)
報告セグメント計	907 (806) 名	28名減 (31名減)
その他	227 (307) 名	64名増 (48名増)
全社 (共通)	93 (39) 名	0名 (1名減)
合計	1,227 (1,152) 名	36名増 (16名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、嘱託 (派遣含む) および臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 丸水長野県水グループセグメントにおける使用人数が前連結会計年度末と比べて44名減少しておりますが、その主な理由は、2025年4月1日付で畜産事業に含まれる当社および大信畜産工業㈱に㈱丸水長野県水の畜産事業部を吸収分割したためであります。
4. その他における使用人数が前連結会計年度末と比べて64名増加しておりますが、その主な理由は、2025年10月1日付で中央運輸㈱を連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
514名 (206名)	3名減 (32名減)	40.2歳	15.6年

(注) 使用人数は就業人員であり、嘱託 (派遣含む) および臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	期末借入金残高 (百万円)
株式会社八十二長野銀行	7,153
株式会社三井住友銀行	4,573
株式会社みずほ銀行	2,355
株式会社北陸銀行	800
農林中央金庫	600

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① **発行可能株式総数** 63,000,000株
② **発行済株式の総数** 23,121,000株
③ **株主数** 6,004名
④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
三菱商事株式会社	2,312	11.64
マルイチ産商取引先持株会	2,012	10.13
有限会社ニシナ興産	1,534	7.72
国分グループ本社株式会社	1,020	5.13
株式会社八十二長野銀行	991	4.99
株式会社北陸銀行	740	3.72
昭和商事株式会社	673	3.38
明治安田生命保険相互会社	590	2.97
株式会社みずほ銀行	565	2.84
株式会社ニチレイフレッシュ	558	2.80

（注）持株比率は自己株式（3,258,812株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	柏　木　康　全	社長執行役員 全国魚卸売市場連合会副会長 大信畜産工業株式会社取締役会長
取締役	仁　科　圭　右	常務執行役員社長補佐 兼 コーポレート部門統括 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 株式会社丸水長野県水取締役 株式会社長野地方卸売市場社外取締役 株式会社ナガレイ取締役会長
取締役	根　橋　博　志	常務執行役員 株式会社ナガレイ代表取締役社長
取締役	山　田　真　史	専務執行役員営業部門統括 株式会社丸水長野県水取締役
取締役	二　ノ　宮　潤	執行役員養殖事業部長 株式会社三共物商取締役 株式会社ダイニチ取締役会長
取締役	宮　崎　伸　二	執行役員水産事業部長 マルイチ・ロジスティクス・サービス株式会社取締役 ファーストデリカ株式会社取締役
取締役	古　賀　隆　宏	三菱商事株式会社食品産業グループCEOオフィス
取締役（監査等委員・常勤）	清　野　昌　彦	
取締役（監査等委員）	小　川　直　樹	公認会計士（小川直樹公認会計士事務所所長） 税理士（税理士法人あおぞらしなの代表社員）
取締役（監査等委員）	中　嶌　実　香	弁護士（中嶌法律事務所） 株式会社共和コーポレーション社外取締役（監査等委員）

（注）1. 取締役の古賀隆宏氏、および取締役（監査等委員）小川直樹氏、中嶌実香氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、小川直樹氏、中嶌実香氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、清野昌彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）小川直樹氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
佐野　輝明	2025年6月24日	任期満了	執行役員チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼業務構造改革特命担当
古舘　正史	2026年1月31日	一身上の都合	社外取締役 株式会社マルハチ村松グループ本社社外取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は社外取締役を免責するものとしております。

また、2026年1月31日をもって社外取締役を辞任いたしました古舘正史氏との間で同様の契約を締結しておりました。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役（監査等委員含む）全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当保険契約により、被保険者である取締役が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を補填することとしております。当保険契約では、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

・当社は、2021年４月16日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

・取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

・取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の役員報酬の決定に際しては、役員の役職位、経営能力、功績などを考慮して定めることを基本方針とし、具体的には、取締役の報酬は毎月支給する基本年俸の他、役員賞与および株式給付信託で構成する。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等支給の時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬。取締責任報酬と執行責任報酬から構成され、取締責任報酬は役位別の固定額、執行責任報酬は役位別に設定した標準額を役割行動評価に基づき所定の額を増減させて決定する。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等支給の時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の短期的（年度）な業績に応じて変動する報酬で、毎月支給する金銭報酬と株式給付信託に拠る株式報酬、決算賞与で構成する。

(金銭報酬)

役位別に設定した標準額に、全社および各取締役が担当する事業の連結営業利益の予算達成度に応じて所定の増減率を乗じて決定する。連結営業利益の予算達成度を改定指標とするのは当社の成長に対し各取締役の貢献度合いを測るに相応しいとの考え方による。

(株式報酬)

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、短期業績の達成および中長期的な企業価値向上に向けた取締役の動機を高めることを期待し、株式給付信託制度により取締役を退任する際にわが社株式を付与する。取締役在任中の担当部門営業利益の予算達成度と、担当部門の中期的課題の達成度を評価点に換算し評価を決定し、評価に応じて所定の給付ポイントを付与する。

（決算賞与）
当社の営業成績に応じて、剰余金処分として株主総会の決議を経て決定する。配分は取締役の業務執行状況を評価し取締役会で決定する。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
基本報酬と業績連動報酬等の支給割合は予め決まるものではなく、上記決定方法において業績結果も踏まえて変動するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬ならびに全社および担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬、株式報酬、決算賞与の評価配分とする。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したことによる。
取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会から答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に沿って決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	賞与	株式給付信託（BBT）	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	156 (5)	104 (5)	37 (−)	− (−)	15 (−)	8 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	27 (12)	27 (12)	0 (−)	− (−)	− (−)	3 (2)
合　計 （うち社外役員）	184 (17)	131 (17)	37 (−)	− (−)	15 (−)	11 (3)

（注）1. 上表には、2025年6月24日付で退任した取締役1名および2026年1月31日付で退任した社外取締役1名を含み、無報酬の社外取締役1名を除いております。
2. 使用人兼務取締役に該当する取締役はおりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、前連結会計年度の連結営業利益（企業結合に係る暫定的な会計処理の確定前）であり、その実績は1,027百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社の成長に対し各取締役の貢献度合いを測るに相応しいからであります。当社の業績連動報酬は、役位別の標準額に全社および各取締役が担当する事業の営業利益の予算達成度に応じて所定の増減率を乗じたもので算定しております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、取締役に対する業績連動型株式報酬の当事業年度に係る引当分（取締役7名に対し15百万円）が含まれております。

5. 取締役の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第66期定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）について年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は12名（うち社外取締役は1名）、取締役（監査等委員）の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。また別枠で、取締役（監査等委員を除く）について2021年6月22日開催の第71期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度額として対象年度（3事業年度）90百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、9名（うち社外取締役は1名）です。
6. 取締役会は、代表取締役社長社長執行役員柏木康全氏に対し、各取締役の基本報酬ならびに全社および担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬、株式報酬、決算賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役古賀隆宏氏は、当社の社外取締役であり、三菱商事株式会社食品産業グループCEOオフィス所属であります。三菱商事株式会社は当社の筆頭株主（議決権所有割合11.66％）であり、同社の食品流通事業との連携強化を図っておりますが、具体的な事業活動や経営判断については、食品流通事業に精通した当社独自の判断に任せられており、自立性、独自性を持った経営を行っております。
・取締役（監査等委員）小川直樹氏は、当社の社外取締役であり、公認会計士および税理士として登録開業しており、小川直樹公認会計士事務所所長および税理士法人あおぞらしなの代表社員であります。小川直樹公認会計士事務所および税理士法人あおぞらしなのと当社との間には特別の関係はありません。
・取締役（監査等委員）中嶌実香氏は、当社の社外取締役であり、弁護士として登録開業しており、中嶌法律事務所所属および株式会社共和コーポレーション社外取締役（監査等委員）であります。中嶌法律事務所および株式会社共和コーポレーションと当社との間には特別の関係はありません。
・2026年1月31日付で退任いたしました社外取締役古舘正史氏は、株式会社マルハチ村松グループ本社の社外取締役でありました。当社と同社との間には営業上の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

ａ．取締役会および監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	出席回数/開催回数	出席率	出席回数/開催回数	出席率
取締役　古舘正史	11回/12回	92%	－	－
取締役　古賀隆宏	16回/16回	100%	－	－
取締役(監査等委員)　小川直樹	15回/16回	94%	14回/14回	100%
取締役(監査等委員)　中嶌実香	16回/16回	100%	14回/14回	100%

（注）1．古舘正史氏の取締役会出席回数については、取締役を退任した2026年1月31日までを対象に記載しております。

ｂ．取締役会等における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

・取締役古舘正史氏は、食品業界で長年経営に携わった豊富な経験と知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適切な役割を果たしておりました。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っておりました。

・取締役古賀隆宏氏は、主に業界動向や経営環境に対する知見およびサステナビリティやESGの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適切な役割を果たしております。

・取締役（監査等委員）小川直樹氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。監査等委員会においては、当社の会計および税務部門を主とした内部監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

・取締役（監査等委員）中嶌実香氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。監査等委員会においては、当社の法務およびリスク管理部門を主とした内部監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人　トーマツ

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	102
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	102

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・当社は、会社の重要な意思決定については必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に「文書保存規程」で定めた所定の期間保存しております。定めのない情報については、総務部長と協議の上、保存の要否および期間を定めて保存しております。なお、以下の文書については、取締役および取締役（監査等委員）は常時閲覧できるものとしております。

・「株主総会議事録」「取締役会資料と議事録」「決算書類」「取締役を最終決裁者とする稟議書」

ロ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社には、在庫リスク、商品品質リスク、与信リスク、法令違反リスク、雇用関連リスク、環境汚染リスクなどの事業リスクがあり、在庫リスクについては「見越取引管理規程」、商品品質リスクについては「仕入先評価選定規程」および「食品衛生管理規程」、与信リスクについては「債権管理規程」にて対応しております。また、その他については、予め取り決めた個々の責任部署が対応し、必要に応じて経営会議において状況確認と対策措置を検討し、取締役会に報告を行うものとしております。

・各種リスクの管理状況については、各部門の担当取締役が、半年に一度取締役会に報告を行うこととしております。

ハ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、前年度末までに翌年の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月1回の取締役会において進捗状況を確認しております。また各事業部門は当年度の戦略および利益計画を毎年設定し、経営企画部が成果を検証しております。

・取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「職務分掌および職務権限に関する規程」に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現しております。

ニ．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・役職員が法令や定款および社会通念に沿った行動を行うよう、「役職員行動規範」を定め、コンプライアンス推進室は定期的な研修を行い周知徹底に努めております。

・チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよびコンプライアンス推進室を設置し、コンプライアンス関連の体制整備（研修、ガイドラインの制定ほか）を行っております。また、危機回避への組織的対応を目的として、コンプライアンス委員会を設置しております。

・適切な財務諸表作成のために、経理財務部長は経理規程、細則を定め周知徹底を図っております。

・コンプライアンス違反についての社内通報体制として、職制上の上司への報告経路とは別に、以下の3つの報告経路を設けております。
　ａ．部署相談窓口への報告
　ｂ．こんぷらホットラインへの報告
　ｃ．女性専用相談窓口への報告
・監査部は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや取締役（監査等委員）、会計監査人と定期的に情報交換会を開催しております。

ホ．当社および子会社から成る企業集団における、業務の適正等の確保および損失の危険の管理等の体制

・子会社の主管者を定め、取締役や取締役（監査等委員）の派遣を通じ連携をとり、子会社の業務執行状況を随時確認しております。
・子会社からは、毎年経営計画書の提出を受け、経営方針の協議を行う一方、リスクマネーやコンプライアンスの状況を確認しております。
・当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、当社子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の定期的な報告を義務付けております。
・当社は、当社子会社において重要な事象が発生した場合は、子会社の主管者が主催する業績検討会議における報告を義務付けております。
・当社は、当社全体で子会社のリスクの把握、管理に努めます。また、重大な危機が発生した子会社においては、直ちに主管者に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、当社子会社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
・当社は、不測の事態や危機発生時の事業継続を図るため、当社および当社子会社の事業継続計画（ＢＣＰ）を整備します。
・当社は、3～5事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該経営計画を具現化するため、当社および当社子会社の毎事業年度ごとの重点経営目標および予算配分を定めております。
・当社は、職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の基準を規程に定め、当社子会社はこれに準拠した規程を整備します。
・当社は、当社子会社の全ての役職員に対する「役職員行動規範」の周知徹底に努めております。
・当社は、当社子会社の規模や業態に応じた、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置します。

・当社は、当社子会社の役職員を対象としてコンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めております。
・当社は、当社および当社子会社の役職員が、報告・相談を行うことができる専用ルート（「こんぷらホットライン」）を設置しております。

ヘ．取締役（監査等委員）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・取締役（監査等委員）は、取締役（監査等委員）の職務の補助を必要とする場合は、コーポレート部門担当取締役に総務部の人員の派遣を臨時で要請できるものとしております。

ト．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・取締役（監査等委員）より監査業務の補助の指示を受けた使用人は、その指示に関して、役員および総務部長等の指揮命令を受けないこととしております。また、同職員の人事評価については、取締役（監査等委員）の意見を聴取の上、決定することとしております。

チ．子会社の取締役等や当該取締役等から報告を受けた者が取締役（監査等委員）に報告をするための体制

・当社および当社子会社の役職員は、当社取締役（監査等委員）から業務執行に関わる事項の説明を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。
・当社監査部、事業リスク管理部、コンプライアンス推進室等は、当社および当社子会社における内部監査、リスク管理、コンプライアンス等の現状を定期的に報告することとしております。
・当社および当社子会社のコンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーは、役職員からの当社および当社子会社取締役の法令違反等に関する内部通報の状況について、定期的に当社取締役（監査等委員）に対して報告します。
・当社は、当社取締役（監査等委員）へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する旨を役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底しております。

リ．取締役（監査等委員）の職務執行により生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

・当社取締役は、取締役（監査等委員）による監査に協力し、監査に係る諸費用については、原則として速やかに当該債務を処理することとしております。

ヌ．その他取締役（監査等委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役（監査等委員）は、取締役、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとしております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ．重要な会議の開催状況

・当期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）における主な会議の開催状況は以下のとおりです。取締役会は16回、監査等委員会は14回、経営会議は46回、それぞれ開催しました。

ロ．取締役（監査等委員）の職務の執行について

・取締役（監査等委員）は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営会議その他の経営に関わる重要な会議に出席し意見を表明しております。

ハ．主な教育・研修の実施状況について

・当社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、冊子の再配布に合わせ当社全役職員を対象に、当社の役職員行動規範の内容を周知徹底しました。

・また、当社の役職員を対象として、階層別に、ハラスメント防止、品質管理徹底、労務管理徹底、中小受託取引適正化法(取適法)に関する基礎知識、インサイダー取引防止、個人情報保護、情報セキュリティ、反社会的勢力排除および道路交通法遵守を題材としたe-ラーニングならびにコンプライアンス事例紹介を実施しました。

ニ．内部監査の実施について

・内部監査計画に基づき、業務プロセスに関する監査を実施しました。

ホ．財務報告に係る内部統制について

・重要な事業拠点および子会社の全社統制の整備と運用状況の評価を実施しました。

ヘ．反社会的勢力排除について

・「反社会的勢力排除に関する基本方針」ならびに「反社会的勢力排除に関する規程」に基づいて、実質的かつ継続的な取り組みを進めました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年３月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)

科目	金額
流動資産	**51,180**
現金及び預金	6,829
受取手形	173
電子記録債権	184
売掛金	25,492
商品及び製品	12,503
仕掛品	2,427
原材料及び貯蔵品	400
未収入金	3,102
その他	295
貸倒引当金	△228
固定資産	**29,920**
(有形固定資産)	**(12,184)**
建物及び構築物	3,511
機械装置及び運搬具	1,565
工具、器具及び備品	223
土地	6,580
リース資産	275
建設仮勘定	27
(無形固定資産)	**(10,270)**
のれん	3,209
顧客関連資産	4,801
ソフトウエア	2,086
その他	172
(投資その他の資産)	**(7,465)**
投資有価証券	5,788
繰延税金資産	143
退職給付に係る資産	347
その他	1,414
貸倒引当金	△227
資産合計	**81,101**

(負債の部)

科目	金額
流動負債	**41,037**
支払手形及び買掛金	26,311
電子記録債務	911
短期借入金	6,167
1年内返済予定の長期借入金	1,805
リース債務	170
未払金	3,559
未払法人税等	525
賞与引当金	785
その他	799
固定負債	**13,386**
長期借入金	10,746
リース債務	322
繰延税金負債	1,327
役員退職慰労引当金	272
役員株式給付引当金	89
債務保証損失引当金	41
退職給付に係る負債	51
資産除去債務	118
その他	416
負債合計	**54,423**
(純資産の部)	
株主資本	**23,253**
資本金	3,719
資本剰余金	3,374
利益剰余金	19,932
自己株式	△3,773
その他の包括利益累計額	**2,520**
その他有価証券評価差額金	2,447
退職給付に係る調整累計額	73
非支配株主持分	**903**
純資産合計	**26,677**
負債・純資産合計	**81,101**

連結損益計算書 (2025年４月１日から2026年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**297,086**
売上原価		**271,261**
売上総利益		**25,824**
販売費及び一般管理費		**23,230**
営業利益		**2,593**
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	198	
受取賃貸料	214	
受取補填金	92	
その他	326	841
営業外費用		
支払利息	210	
持分法による投資損失	121	
固定資産除却損	24	
貸倒引当金繰入額	0	
助成金取消通知額	65	
その他	56	479
経常利益		**2,956**
特別利益		
段階取得に係る差益	54	
固定資産売却益	81	
負ののれん発生益	158	294
特別損失		
減損損失	351	
投資有価証券評価損	263	615
税金等調整前当期純利益		**2,635**
法人税、住民税及び事業税	1,092	
法人税等調整額	△371	720
当期純利益		**1,914**
非支配株主に帰属する当期純利益		186
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,728**

連結株主資本等変動計算書 (2025年４月１日から2026年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,719	3,390	18,467	△3,729	21,848
暫定的な会計処理の確定による影響額			173		173
暫定的な会計処理の確定を反映した当連結会計年度期首残高	3,719	3,390	18,641	△3,729	22,021
当連結会計年度変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		△16			△16
剰余金の配当			△436		△436
親会社株主に帰属する当期純利益			1,728		1,728
自己株式の取得				△47	△47
自己株式の処分		0		3	3
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△16	1,291	△43	1,231
当連結会計年度末残高	3,719	3,374	19,932	△3,773	23,253

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,374	84	1,458	580	23,887
暫定的な会計処理の確定による影響額					173
暫定的な会計処理の確定を反映した当連結会計年度期首残高	1,374	84	1,458	580	24,060
当連結会計年度変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減					△16
剰余金の配当					△436
親会社株主に帰属する当期純利益					1,728
自己株式の取得					△47
自己株式の処分					3
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	1,072	△10	1,062	323	1,385
当連結会計年度変動額合計	1,072	△10	1,062	323	2,616
当連結会計年度末残高	2,447	73	2,520	903	26,677

計算書類

貸借対照表（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

（資産の部）

科目	金額
流動資産	**33,212**
現金及び預金	2,864
受取手形	10
売掛金	18,355
商品	9,841
原材料及び貯蔵品	1
未収入金	1,823
その他	420
貸倒引当金	△103
固定資産	**27,966**
（有形固定資産）	**(6,897)**
建物	1,429
構築物	34
機械及び装置	323
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	91
土地	4,902
リース資産	106
建設仮勘定	9
（無形固定資産）	**(2,109)**
ソフトウエア	2,017
ソフトウエア仮勘定	24
その他	66
（投資その他の資産）	**(18,959)**
投資有価証券	5,068
関係会社株式	12,070
関係会社長期貸付金	1,687
繰延税金資産	97
その他	322
貸倒引当金	△286
資産合計	**61,179**

（負債の部）

科目	金額
流動負債	**29,966**
買掛金	19,904
短期借入金	4,520
関係会社短期借入金	150
１年内返済予定の長期借入金	1,269
リース債務	66
未払金	2,961
未払法人税等	159
賞与引当金	558
その他	375
固定負債	**10,525**
長期借入金	9,699
リース債務	119
退職給付引当金	205
役員株式給付引当金	89
資産除去債務	118
その他	292
負債合計	**40,491**
（純資産の部）	
株主資本	**18,345**
（資本金）	**(3,719)**
（資本剰余金）	**(3,386)**
資本準備金	3,380
その他資本剰余金	6
（利益剰余金）	**(14,963)**
利益準備金	354
その他利益剰余金	14,609
（圧縮積立金）	(134)
（別途積立金）	(6,970)
（繰越利益剰余金）	(7,504)
（自己株式）	**(△3,723)**
評価・換算差額等	**2,342**
その他有価証券評価差額金	2,342
純資産合計	**20,688**
負債・純資産合計	**61,179**

損益計算書 (2025年４月１日から2026年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**212,572**
売上原価		**192,991**
売上総利益		**19,581**
販売費及び一般管理費		**19,250**
営業利益		**330**
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	847	
受取賃貸料	258	
その他	191	1,311
営業外費用		
支払利息	178	
固定資産除却損	5	
貸倒引当金繰入額	241	
その他	14	440
経常利益		**1,201**
特別利益		
固定資産売却益	72	72
特別損失		
減損損失	344	
投資有価証券評価損	79	
関係会社株式評価損	35	460
税引前当期純利益		**814**
法人税、住民税及び事業税	128	
法人税等調整額	△213	△84
当期純利益		**898**

株主資本等変動計算書（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,719	3,380	6	3,386	354	137	6,970	7,040	14,501	△3,727	17,880
当期変動額											
圧縮積立金の取崩						△2		2	－		－
剰余金の配当								△436	△436		△436
当期純利益								898	898		898
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			0	0						3	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	0	0	－	△2	－	464	461	3	465
当期末残高	3,719	3,380	6	3,386	354	134	6,970	7,504	14,963	△3,723	18,345

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,292	1,292	19,172
当期変動額			
圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△436
当期純利益			898
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,050	1,050	1,050
当期変動額合計	1,050	1,050	1,515
当期末残高	2,342	2,342	20,688

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

株式会社 マルイチ産商
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
長　野　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	孫　延生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原　康二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西條亜紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マルイチ産商の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルイチ産商及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

株式会社 マルイチ産商
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
長　野　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　孫　延生
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　康二
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西條亜紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルイチ産商の2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社マルイチ産商　監査等委員会

常勤監査等委員　清野昌彦 ㊞

監査等委員　小川直樹 ㊞

監査等委員　中嶌実香 ㊞

（注）監査等委員小川直樹、中嶌実香は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場

シャトレーゼホテル長野　３階「白鳳」
長野県長野市七瀬１番地１　TEL（026）219－2440

交通ご案内

●ＪＲ長野駅東口下車　徒歩約５分

●お車をご利用の方
シャトレーゼホテル長野の駐車場をご利用ください。受付にて駐車無料券を発券いたします。

昨年に続き、本年株主総会では当日の様子をライブ配信いたします。詳細は３頁のご案内をご確認くださいますようお願い申しあげます。
また、当日本株主総会にご出席の株主様へ、当社オリジナル商品のお土産をご用意しております。



UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK